

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1)水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について
(令和3年11月5日 事務連絡)
(2)(資料1)水際対策強化に係る新たな措置について制度概要
(3)(資料2)水際対策強化に係る新たな措置(19)に基づく入国等に関する申請(建設・不動産分野)のポイント(2021.11.08現在)
※(3)は全住協HPにも掲載。
2. 参考HP (1)水際対策強化に係る新たな措置(19)について(厚労省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html
(2)水際対策に係る新たな措置に係る建設・不動産分野の審査について(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_00001_00001.html
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、この度、下記の水際対策に係る新たな措置が実施されることが公表されましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

記

1. ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和について

商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者等について、受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和（10日待機 → 3日待機＋7日行動管理）。

2. 外国人の新規入国制限の緩和について

受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、以下の者の新規入国が可能。

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者
- ②全ての長期間の滞在者（※2）

※1 建設企業・不動産企業からの申請は、国土交通省宛てに行うこととなります。

※2 長期間の滞在者には、技能実習生、外国人建設就労者、特定技能外国人が含まれます。

ただし、技能実習生等はワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和の対象外です。

<本制度の詳細について（厚生労働省 HP を参照）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

<建設企業・不動産企業が行う申請について（国土交通省 HP で随時更新）>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

<本依頼自体に関する問い合わせ（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

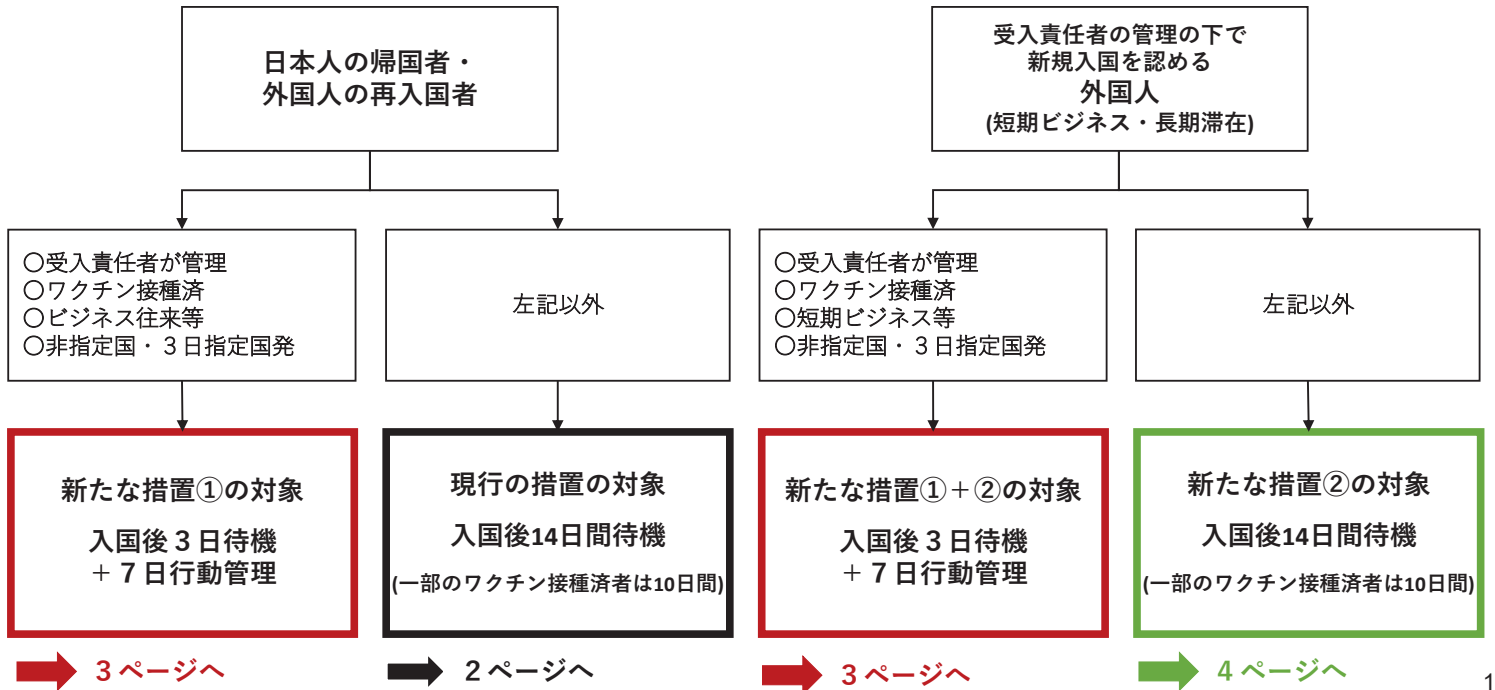
※ 制度自体に関するお問い合わせ窓口は、上記の厚生労働省 HP に掲載予定です。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省 HP に掲載されておりますとおり、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225 までお願い致します。

水際対策に係る新たな措置について 制度概要

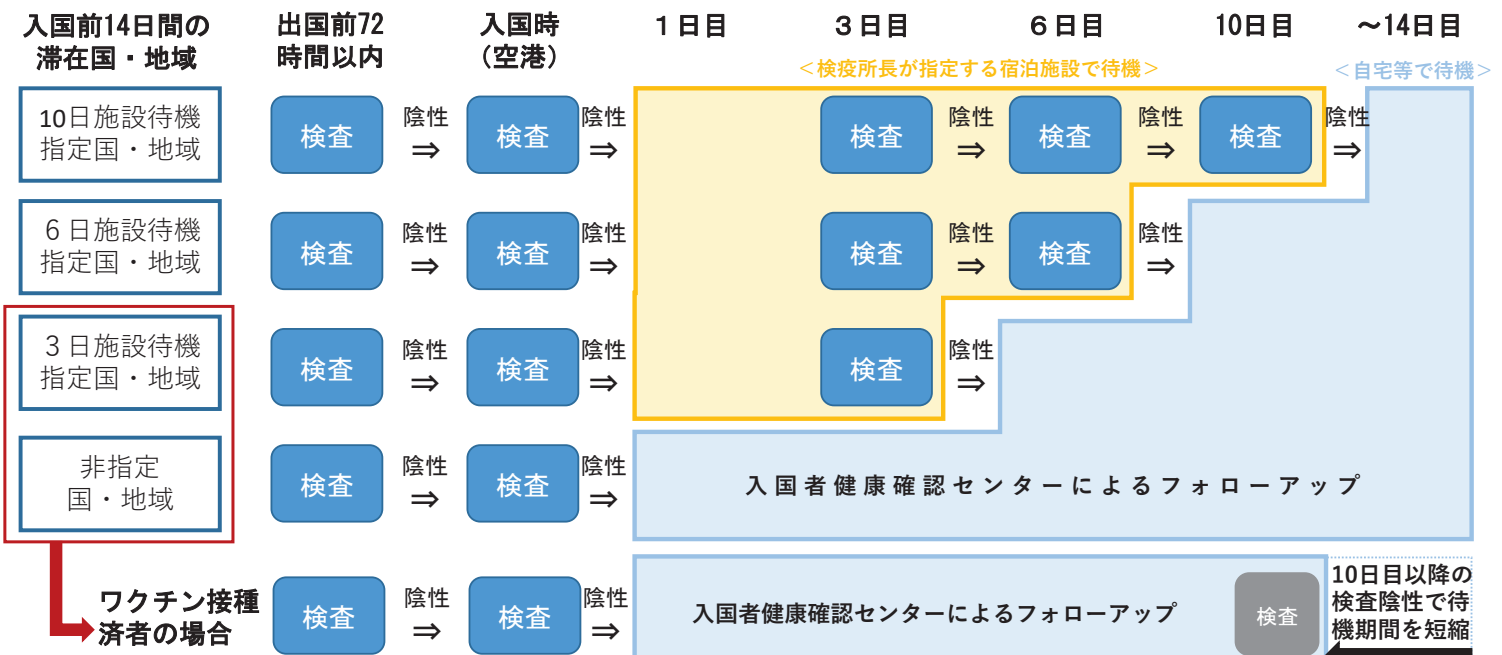
新たな措置

- ①企業等の受入責任者の管理の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和
(10日待機→3日待機+7日行動管理)
- ②外国人の新規入国制限の緩和
(短期ビジネス滞在、長期滞在の新規入国を許可)



現行の水際措置 (受入責任者による管理不要)

- ① 滞在国のリスクに応じて、検疫所長が指定する宿泊施設での待機や検査を追加実施。
- ② 陰性が確認され自宅等での待機に入った後は、入国後14日目までフォローアップを実施。
- ③ **ワクチン接種者(6日・10日待機指定国からの者を除く)には、検疫所長が指定する宿泊施設や自宅等での待機期間、フォローアップの期間を一部短縮。**



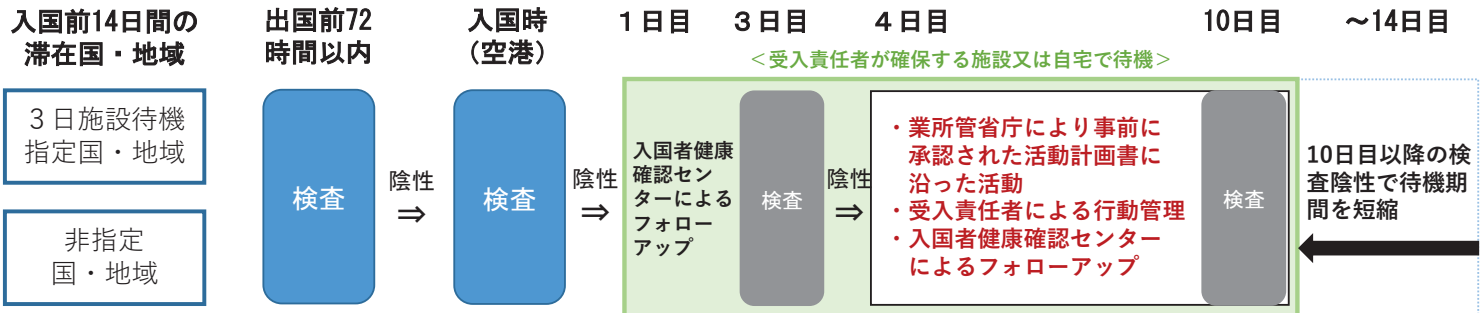
※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

(参考) 最新の指定国・地域の一覧については、下記の外務省海外安全ホームページをご参照ください。
https://www.ansen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_20210127.html

水際対策に係る新たな措置による入国（行動制限緩和有り）

- ①～③のいずれも満たす入国者は、入国前に、受入責任者（企業等）が業所管省庁に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和することができます。
- ① 日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者である
 - ② 入国日前14日以内に10日施設待機指定国・地域又は6日施設待機指定国・地域での滞在歴がない
 - ③ ワクチン接種済者である

<入国後の待機解除までの流れ（最短スケジュールの場合）>



<行動制限の緩和措置により可能となる活動の例>

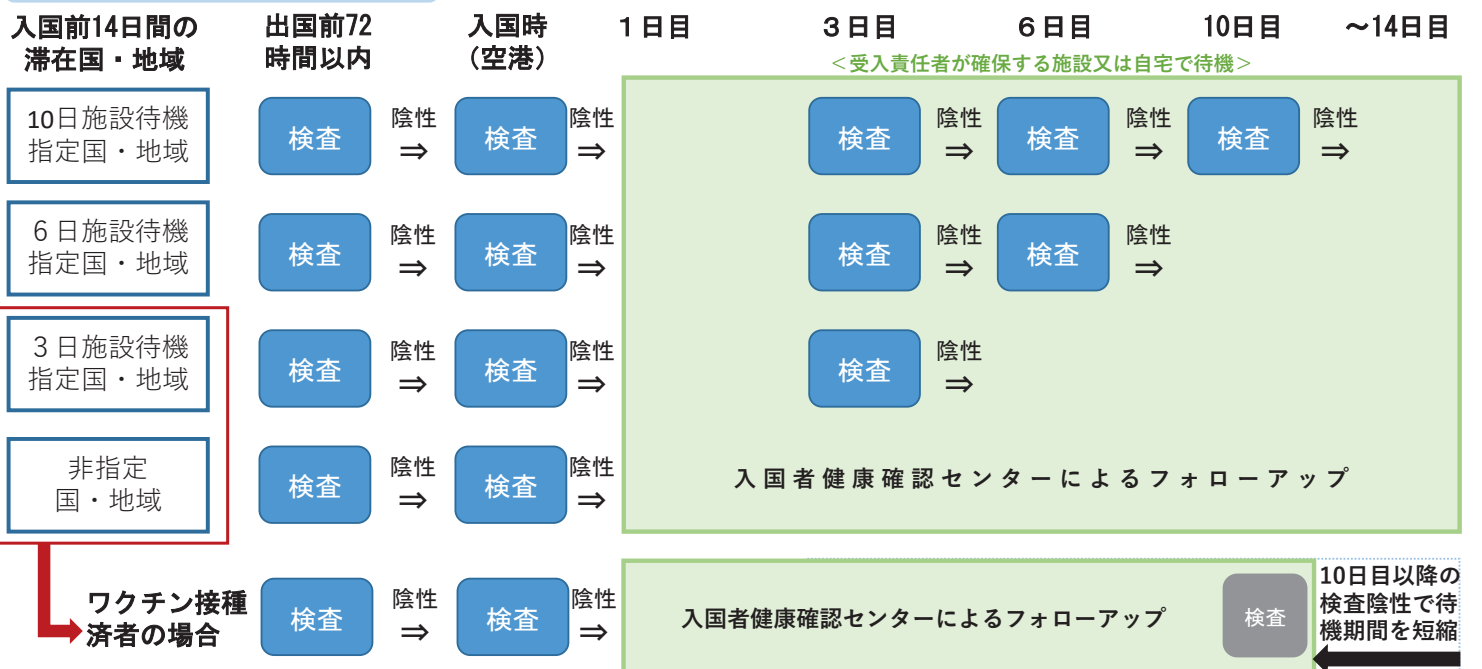
※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

活動の種類	組み合わせる措置
公共交通機関での移動	<ul style="list-style-type: none"> 国内線の航空機、鉄道（座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。）、バス（座席指定ができるものに限る。）、旅客船（個室又は座席指定ができる便に限る。）、タクシー（運転手と空間的分離ができる車両に限る。）のいずれかを事前予約して利用 直前の検査、飲食は必要最小限（水分補給を行う場合は会話をしない、食事をとる必要がある場合は黙食、飲酒は控える）等
集会・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 直前の検査 飲食を伴う場合は、主催者等の定めるルールに従う
飲食店の利用・会食	<ul style="list-style-type: none"> 直前の検査、第三者認証店を利用、原則個室で実施、飲酒は必要最小限 国内在住者との会食については、参加者全員の会食後10日間の健康観察（体温や症状の有無等）
仕事・研修	<ul style="list-style-type: none"> 他者との身体的接触を伴う活動や実習等は不可 距離の確保、換気を含む感染防止策の実施

水際対策に係る新たな措置による入国（行動制限緩和無し）

- 入国後の待機期間中の行動制限緩和の対象とならない外国人であっても、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在又は長期間の滞在の者については、入国前に、受入責任者（企業等）が業所管省庁に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、新規入国することができます。

<入国後の待機解除までの流れ>



※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請
（建設・不動産分野）のポイント（2021.11.08 現在）

水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請（以下「本申請」という。）の建設・不動産分野についての注意事項となります。

1. 申請方法について

○申請はメールのみで受け付けます。郵送・FAX等を利用した申請はできませんので、ご注意ください。

○1通のメールで、全ての添付書類が整っているもののみ審査いたします。

○メールのタイトルは、指定されたとおりに付けてください。指定以外のタイトルできたものについては、審査出来ない場合があります。

○審査済証の発行には、申請から3週間程度かかりますので、十分に時間的余裕を持った申請をお願い致します。

○特に外国人の新規入国の場合等には、審査済証の受領後、当局による査証の発給に別途2～3週間かかるとのことです。そのことも加味した適切な時期に申請いただきますよう、お願い致します。

2. 審査済証発行済後に、滞在先や入国日等についての変更があった場合

○入国日の1週間前までに、入国者情報を当省から水際関連省庁に共有致します。この共有ができなかった場合、入国手続に支障が生じる場合があります。

申請後入国までの間に、申請いただいた内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡下さい。

3. 申請メール等のタイトルの付け方

・【 】内に記載する提出の区分は、「申請」「変更」「結果報告」「陽性者報告」「違反事例報告」の5つから選択してください。

・申請の場合は、提出の区分＋「在留資格名（又は日本人帰国者、再入国者）」＋短縮や行動緩和を希望する場合は（短縮）又は（緩和）＋「：受入責任者名」

・各種報告は、【 】内に提出の区分＋審査済番号

・変更の場合は、審査済証発行前は、「申請区分」＋「申請日：西暦表示で8桁」＋「：受入責任者名」、審査済証発行後は「申請区分」＋「審査済証番号」＋「受入責任者名」

例：【申請】特定技能（短縮）：▲▲株式会社

【申請】日本人帰国者（緩和＋短縮）：▲▲株式会社

【変更】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

【変更】申請日 20211115：▲▲株式会社

【結果報告】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

【陽性者情報】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

【違反事例報告】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

4. 添付書類について

○「実施要領」及び「(留学・技能実習) 別途定める条件」(以下「技能実習等条件」という。)をご参照ください。(下記URL参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

ただし、「**外国人建設就労者**」(特定活動32号)、「**特定技能**」(建設分野)の方は、上記記載の添付書類に加え、「**適正監理計画認定証**」又は「**建設特定技能受入計画認定証**」の写しを添付してください。

○**様式1、3、4、5はExcelで申請**してください。PDFでの受付はできませんので、ご注意ください。Excel版は下記URLから入手可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

○様式1～5以外の添付書類につきましては、PDFかJPEGで、その書類が何であるかがタイトルから判別できるようにしてください。(例：●●●のパスポート、適正監理計画認定証、■■■の在留資格認定証明書、など)

○メールタイトルと添付書類名で一次審査を行います。不足があるとみなされますと審査着手せずに返信いたしますので、ご注意ください。

5. 代理申請について

○本人(受入責任者)以外の方が申請される場合には、その代理権限を証する書面を添付してください。なお、行政書士法及び弁護士法により、行政書士(法人)または弁護士(法人)でない者が報酬を得て、申請書等の行政書類を作成することは禁じられています。

ただし、技能実習の監理団体と建設就労者受入事業の特定監理団体につきましては、本申請に関する全部委託を受けている場合は、特に代理権限を証する書面を添付することなく、受入責任者に代わって申請することが可能です。

6. 受入責任者と受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者について

○受入責任者は、入国者を直接雇用している又は招聘した企業・個人事業主となります。受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者は、受入責任者が直接雇用している者(役員を含む)を記載してください。

ただし、技能実習生については監理団体、建設特定就労については特定監理団体の職員が、新型コロナウイルス感染症対策責任者となることができます。

7. 受入責任者の連絡先について

○受入責任者の連絡先は、常時連絡のつく番号を記載してください。固定電話の他に新型コロナウイルス感染症対策責任者の携帯電話番号の併記をお願いいたします。